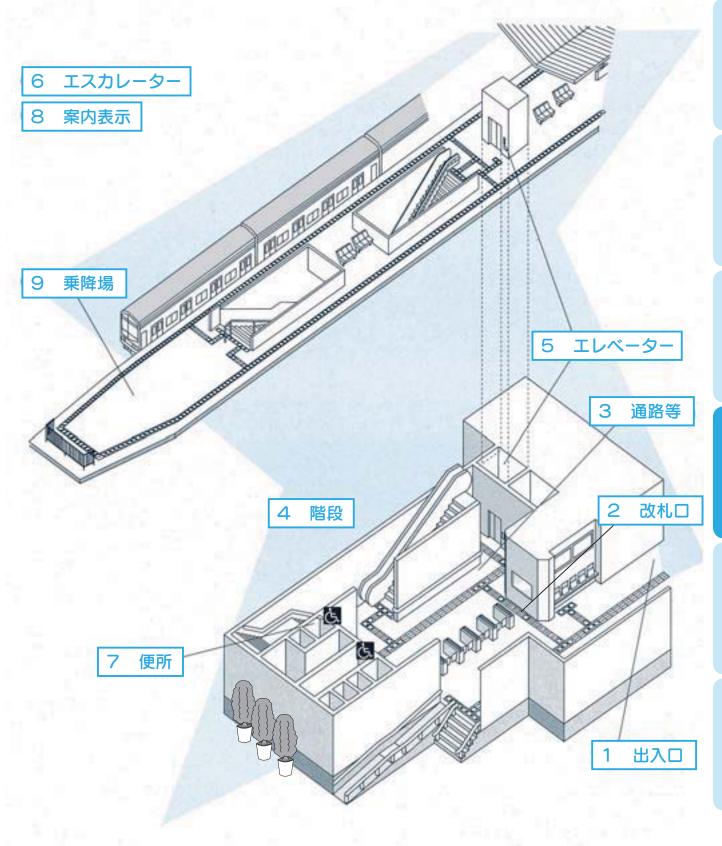
公共交通機関の施設

公共る	E通機関の施設の主な整備箇所
1	出入口
2	改札口
3	通路等
4	階段
5	エレベーター・・・・・・・・171
6	エスカレーター173
7	便所
8	案内表示
9	乗降場



公共交通機関の施設の主な整備箇所



設計編

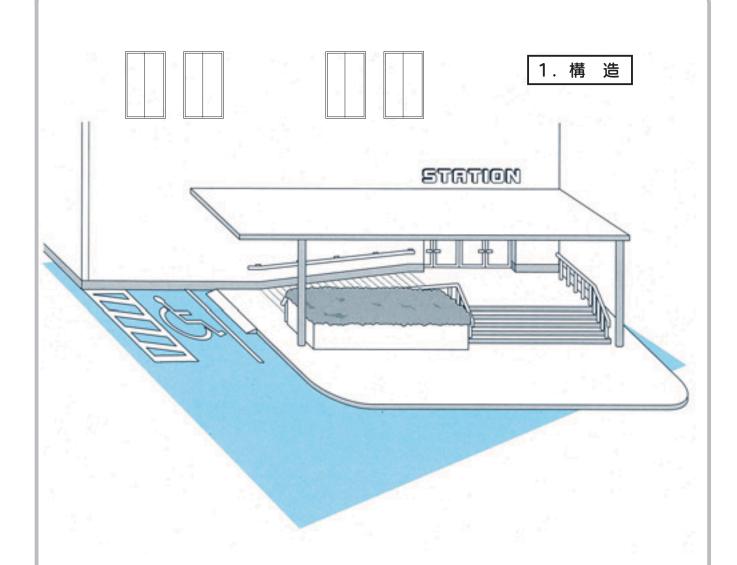
[公共交通機関の施設]

1 出入口

基本的な 考え方

公共交通機関の施設の出入口は、高齢者、障がい者等が通過できる構造とすることが求められます。 そのためには、適切な幅員の確保、開閉の容易な戸の設置及び段差の解消が必要です。

整備項目



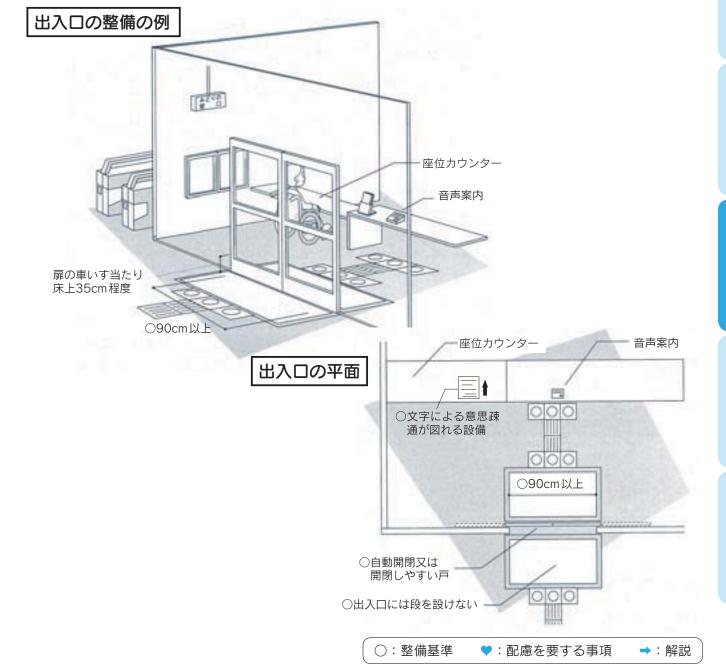
- ▶ 公共交通機関の施設の主要な出入口を対象とします。
- ▶ 整備基準は、1以上の出入口を、高齢者、障がい者等が通過できる構造とすることを 求めています

建

1. 構造

- ○出入口を設ける場合においては、1以上を「建築物・1-1 出 → 「建築物・1-1. 出入口」(P13)参照。 入口」に定める構造とします。
- ○公共用通路の出入口の幅は、内法を90cm以上とします。ただし、 → 「90cm」とは、車いすで通過しやすい 構造上の理由によりやむを得ない場合は、内法を80cm以上とし ます。
- ○戸を設ける場合は、戸の幅を90cm以上とします。ただし、構造 上の理由によりやむを得ない場合は80cm以上とします。
- ○カウンターを設ける場合は、1以上は車いす使用者の円滑な利用 に適した構造とします。ただし、常時勤務する者が容易にカウン ターの前に出て対応できる場合は、この限りではありません。
- ○乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。) を設ける場合は、聴覚障がい者が文字による意思疎通が図れる設 備を設けます。

- 幅です。



設計編

[公共交通機関の施設]

2

改札口

基本的な 考え方

改札口は、車いす使用者が通過でき、また、視覚障がい者が利用しやすいものとするよう配慮する 必要があります。

整備項目



- ▶ 公共交通機関の施設内の改札口を対象とします。
- ▶ 整備基準は、1以上の改札口を、車いす使用者等が通過できる構造とすることを求めています。

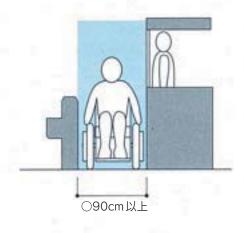
建

路

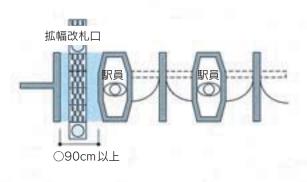
1. 構造

- ○改札口の1以上は、「建築物・20. 改札口及びレジ等の通路」に定 → 「建築物・20. 改札口及びレジ等の通 める構造とします。
- ○自動改札機を設ける場合には、自動改札機又はその付近に進入の 可否を容易に識別できる方法で表示します。
- 路」(P90)参照。

有人改札の例

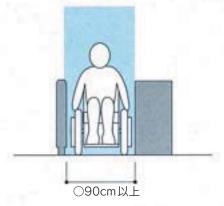


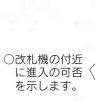
【有人改札への誘導】

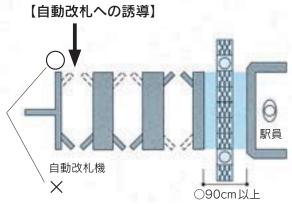


→視覚障がい者用床材は拡幅改札口に敷 設してもよいが, できる限り分けるこ とが望まれます。

自動改札の例







○:整備基準

♥:配慮を要する事項

→:解説

設計編

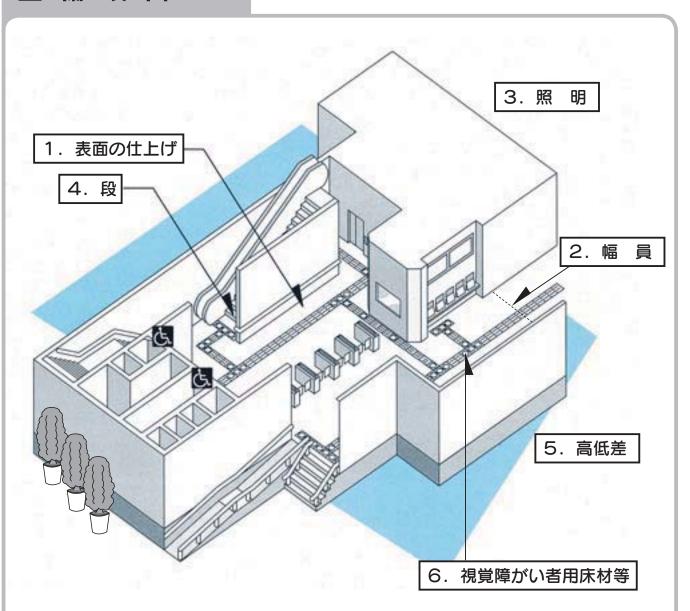
[公共交通機関の施設]

通路等

考え方

基本的な │ 通路等は、高齢者、障がい者等の利用に配慮した幅員を確保し、また、必要に応じて傾斜路等を設 置するとともに、視覚障がい者の利用に配慮した整備を行うことが必要です。

備項目



- 公共交通機関の施設内の改札口から乗降場までの通路を対象とします。
- ▶ 整備基準は、1以上の経路を、車いす使用者、視覚障がい者に配慮した構造とするこ とを求めています。

建

1. 表面の仕上げ

○表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

- →すべての通路が対象となります。
- →「滑りにくい材料」は「Ⅲ 資料編」 (P192)参照。

2. 幅 員

- ○幅は、内法を140cm以上とします。 ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付 近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内 ごとに車いすが転回できる広さの場所を設けた上で、幅を120cm 以上とします。
 - ♥幅は180cm以上とすることが望まれます。

- →「140cm」とは、車いすが転回できる 幅です。
- → 「180cm」とは、車いす使用者が回転 しやすい幅です。また、車いす使用者 同士がすれ違いやすい幅です。

3. 照明

○照明設備を設けます。

4. 段

○段を設ける場合においては、「建築物・3. 階段」のうち「1. 手 → 「建築物・3. 階段」(P28) 参照。 すり」から「5. 階段の識別等」までに定める構造とします。

5. 高低差

- ○改札口から乗降場に至るすべての経路に高低差がある場合には、⇒「建築物・23.傾斜路」(P98)参照。 1以上の経路となる通路等に「建築物・23. 傾斜路」に定める構 →改札口から乗降場までの通路のうち1 造の傾斜路及びその踊場、又は車いす使用者用特殊構造昇降機を 設けます。
- - 以上の経路を対象としますが,「5. エ レベーター」で定める構造のエレベー ターが設けられる場合には、整備を求 めません。

○:整備基準 ♥:配慮を要する事項

→:解説

6. 視覚障がい者用床材等

- ○公共用通路と車両等への乗降口との間の経路には、視覚障がい者 → 「建築物・24. 視覚障がい者用床材」 用床材を設けます。
 - (P102) 参照。

○:整備基準 ♥:配慮を要する事項 →:解説

路

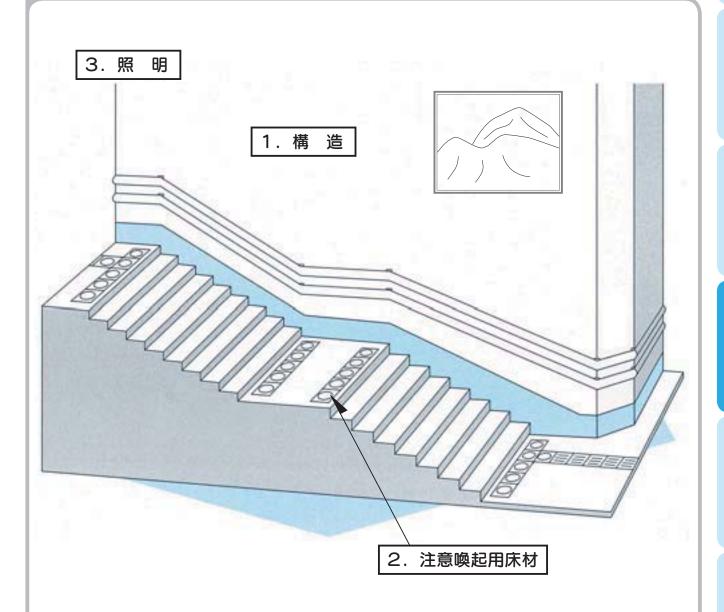
設計編 [公共交通機関の施設]

4 階段

基本的な 考え方

階段は、公共交通機関の施設内の垂直方向の移動手段の一つであり、高齢者、障がい者等が昇降を 行う際の負担を軽減するよう配慮するとともに、安全に対しても配慮することが必要です。

整備項目



●留意事項

公共交通機関の施設内の階段を対象とします。

1. 構 造

- ○「建築物・3. 階段」に定める構造とします。
- ○両側に手すりを設けます。
- ○手すりの端部の付近には、階段の通じる場所を示す点字を貼り付 けます。
- ○両側に立ち上がり部を設けます。ただし、側面が壁面の場合はこ の限りではありません。

→ 「建築物・3. 階段」(P28) 参照。

2. 注意喚起用床材

- ○階段の上端及び下端付近の通路等には、注意喚起用床材を設置し → 「建築物・24. 視覚障がい者用床材」 ます。
 - (P102参照)

3. 照 明

○照明装置を設けます。

○:整備基準 ♥:配慮を要する事項 →:解説

5 エレベーター

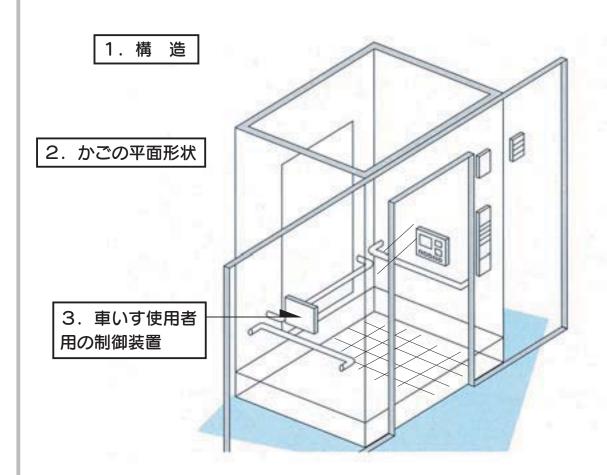
[公共交通機関の施設]

基本的な 考え方

設計編

車いす使用者等の階段の利用が困難な人にとっては、エレベーターは、最も有効な垂直方向の移動 手段です。改札口から乗降場に至る経路に高低差がある場合には、高齢者、障がい者等の利用に配 慮したエレベーターを設置することが必要です。

整備項目



- ▶ 公共交通機関の施設内の改札口から乗降場に至る経路に設置するエレベーターを対象 とします。
- ▶ 整備基準は、改札口から乗降場に至る経路に5m以上の高低差がある場合に、1以上の車 いす使用者に配慮した構造のエレベーターの設置を求めています。
- ▶ 傾斜路及びその踊場、又は車いす使用者用特殊構造昇降機によって、高低差が解消できる場合には適用しません。

1. 構造

- ○「建築物・4. エレベーター」のうち「1. かごの床面積」から「9. ⇒ 「建築物・4. エレベーター」(P31) 参 乗降口ビーの幅及び奥行き」までに定める構造のエレベーターを 設けるよう努めます。
 - 照。

2. かごの平面形状

- ○かごの左右両面、正面壁の床上75~80cm程度のところに手すり を設けます。
- ○かご及び昇降路の出入口の戸には、ガラス窓その他これに類する ⇒かご外にいる者とかご内にいる者とが もの又はかご外及びかご内に画像を表示する設備を設置します。
- ○かご内には鏡を設けます。

- 視覚的に互いに確認できるようにします。
- ⇒車いす使用者がかごから昇降路に後ろ むきで降りる際, 出入口を確認するた めに必要です。

3. 車いす使用者用の制御装置

- ○かご及び乗降路の出入口の戸の開閉時間を延長する機能を有した →低位置の操作ボタンが押されたときは、 制御装置を設けます。
 - 戸の開放時間が通常よりも長くなるよ うに配慮します(10秒程度)。

○:整備基準 ♥:配慮を要する事項 →:解説

路

設計編 [公共交通機関の施設]

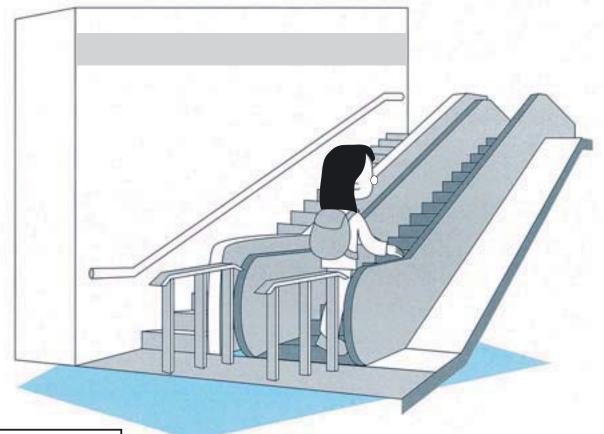
エスカレータ-

考え方

負担が少ないため、上下階の移動を行う施設には、設置する必要があります。

整備項目

構



2. 乗降口まわり

- 公共交通機関の施設内に設置するエスカレーターを対象とします。
- 整備基準は、車いす使用者等に配慮したエスカレーターの設置を求めています。
- 上り、下り、それぞれ専用のエスカレーターを設置します。

1. 構造

- ○エスカレーターを設ける場合においては、「建築物・21. エスカ ⇒ 「建築物・21. エスカレーター」(P92) レーター」に定める構造とするよう努めます。
- ○上り専用と下り専用のものをそれぞれ設置します。
- 参照。

2. 乗降口まわり

- ○ステップの表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとします。
- ○ステップの端部とその周辺の部分の色の明度、色相、彩度の差を 大きいものとすることにより、ステップ相互の境界を識別しやす いものとします。
- ○くし板の端部とステップの色の明度, 色相, 彩度の差を大きいも のとすることにより、くし板とステップとの境界を識別しやすい ものとします。
- ○行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けます。
- ○エスカレーターの上端及び下端付近の通路には、注意喚起用床材 → 「建築物・24. 視覚障がい者床材」 を設置します。
- ○エスカレーターの上端及び下端付近の通路等には,エスカレーター への進入の可否を表示します。
- ○ステップには車止めを設けます。

(P102)参照。

○:整備基準 ♥:配慮を要する事項 →:解説

路

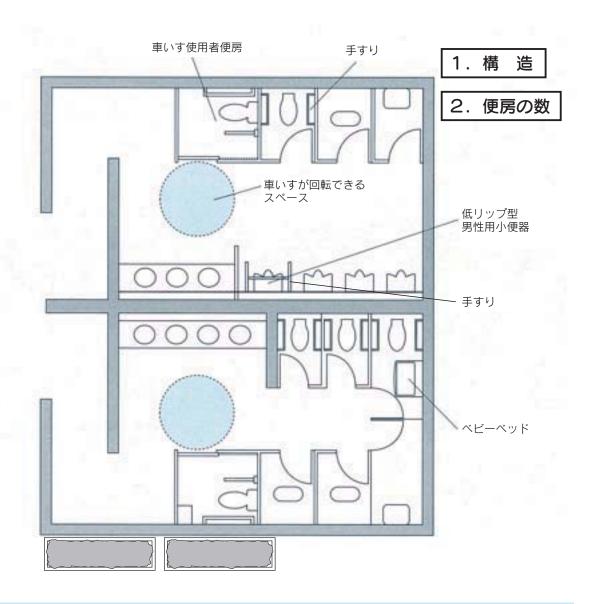
設計編 [公共交通機関の施設]

7 便 所

基本的な 考え方

車いす使用者が利用できる便所を設置し、一般の便所と一体的に設けることなどにより、車いす使 用者用だけでなく、だれもが気軽に利用できる便所とすることが必要です。

整備項目



- 公共交通機関の施設内に設ける便所を対象とします。
- ▶ 整備基準は、1以上の便所を、車いす使用者及びオストメイト(人工肛門・人工膀胱の造設者)等に配慮した構造とすることを求めています。

1. 構造

- ○便所を設ける場合においては、「建築物・5. 便所」に定める構造 → 「建築物・5. 便所」(P37) 参照。 とします。
- ○出入口付近に男女の区別、便所の構造を音・点字その他の方法に より視覚障がい者に示します。

2. 便房の数

- ♥車いす使用者用便房の数は,「建築物・5.便所」に定める数を → 「建築物・5.便所」(P47) 参照。 設けることが望まれます。

○:整備基準 ♥:配慮を要する事項 →:解説

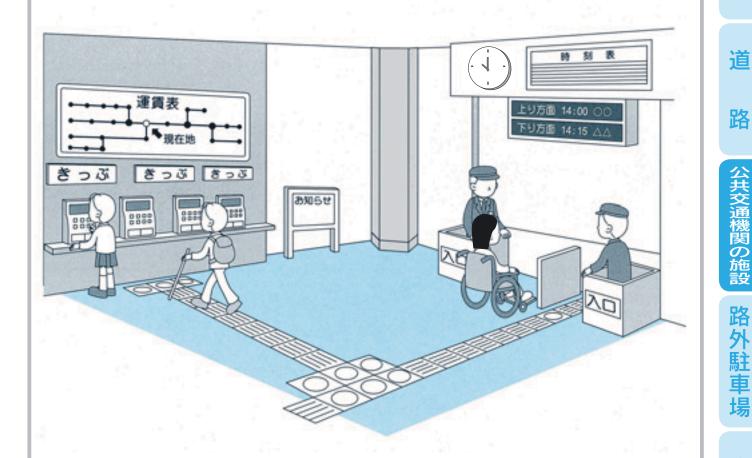
案内表示

基本的な 考え方

公共交通機関の施設を円滑に利用するためには、案内表示によって適切に情報提供が行われること が求められます。そのため、高齢者、障がい者等の利用に配慮することが必要です。

整備項目

1. 設置位置及び表記方法



- 公共交通機関の施設内に設置する案内表示を対象とします。
- 整備基準は、高齢者、障がい者等に配慮した構造とすることを求めています。

1. 設置位置及び表記方法

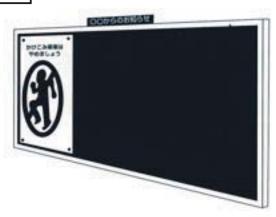
- ○案内表示を設ける場合,又は聴覚障がい者,視覚障がい者に配慮 → 「建築物・17.案内表示」(P79)参照。 したサービス案内を表示する場合においては、「建築物・17.案内 表示」に定める設置箇所及び表記方法とします。
- ○車両等の運行に関する情報を文字又は音声により提供するための 設備を設けます。
- ○エレベーターその他の昇降機,傾斜路,便所,乗車券等販売所, 待合所, 案内所, 休憩設備, 案内板その他の設備の付近には, こ れらの設備があることを表示する標識を設けます。
- ○公共用道路に直接通じる出入口の付近その他の適切な場所に、旅 客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字、その他の方法に より視覚障がい者に示すための設備を設けます。
- ○列車に設けられる車いすスペースに通ずる車両の乗降口が停止す る乗降場の位置を適切な場所に表示します。

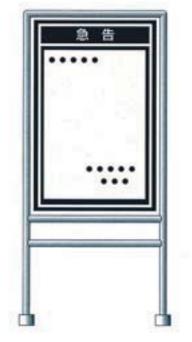
誘導案内板の例





掲示板の例





♥:配慮を要する事項 ○:整備基準 →:解説 9 乗降場

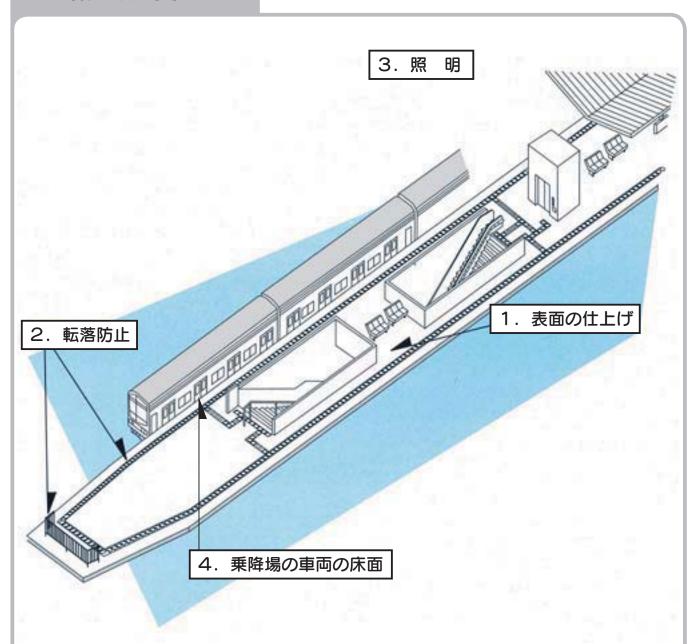
[公共交通機関の施設]

基本的な 考え方

設計編

プラットホームなどの乗降場は、転落などの危険があるため、高齢者、障がい者等の安全の確保に 配慮することが必要です。

整備項目



- ▶ 公共交通機関の施設内の乗降場を対象とします。
- 整備基準は、乗降場を、高齢者、障がい者等に配慮した構造とすることを求めています。

1. 表面の仕上げ

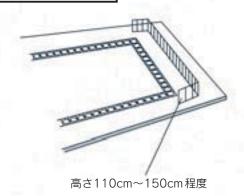
- ○表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。
- → 「滑りにくい材料」は「Ⅲ 資料編」 (P192) 参照。

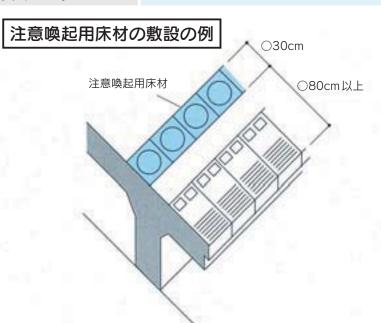
2. 転落防止

- ○乗降場の線路側以外の端部には、転落防止柵を設けます。
- ○乗降場の縁端及び両端には、注意喚起用床材を敷設します。
- ・色は,原則として黄色とします。ただし,これによりがたい場合は, 周囲の床材の色と明度の差の大きい色とします。
- ・床材の大きさは、縦横30cmでJIS規格T9251に適合するものを 原則とします。
- ○発着するすべての鉄道車両の乗降口の位置が一定しており、車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場では、ホームドア又は可動式ホーム柵を設置します。
- ○列車の接近を文字及び音声により警告するための設備を設けます。 ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。

→縁端の注意喚起用床材は、縁端から 80cm以上の位置、幅30cmで連続して 敷設します。

転落防止柵の例





3. 照明

○照明設備を設けます。

4. 乗降場と車両の床面

- ○乗降場の縁端と鉄道車両の乗降口の床面とは、できる限り平らに します。隙間や段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障があ るときは、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及 び強度を有する設備を1以上備えます。
- ○乗降場の排水のための横断勾配は1%を標準とします。

○:整備基準*:配慮を要する事項*:解説